

地域医療構想の策定体制について（案）

1 長野県医療審議会地域医療構想策定委員会の設置

- ・ 医療法施行令第5条の21の規定に基づく医療審議会の部会として設置。
- ・ 原則、審議会委員全員と、新たに選任する専門委員により構成。（別紙1、2）

法的根拠(医療法)

- ・ 県は、医療に関する専門的科学的知見に基づき医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。（第30条の4第13項）
- ・ 県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、医療審議会、市町村(救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)及び保険者協議会の意見を聴かなければならない。（第30条の4第14項）

部会、専門委員(医療法施行令)

部会(第5条の21)

- ・ 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- ・ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- ・ 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- ・ 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

専門委員(第5条の19)

- ・ 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- ・ 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- ・ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 地域医療構想調整会議の設置

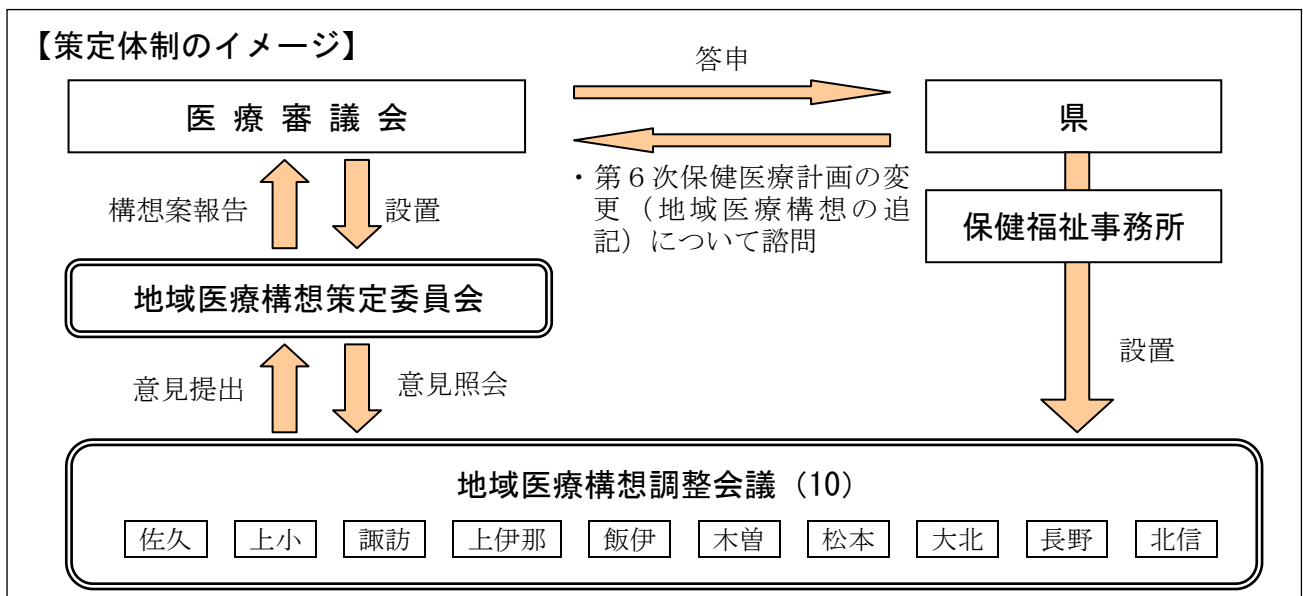
- ・ 保健福祉事務所が中心となって構想区域（原則二次医療圏）ごとに設置。
- ・ 診療に関する学識経験者や医療関係者、医療保険者その他の関係者により構成。

法的根拠(医療法)

- ・ 県は、構想区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。（第30条の14）

3 策定スケジュール

別紙3のとおり



長野県地域医療構想策定委員会設置運営要領（案）

（設置）

- 第 1 地域医療構想の策定に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、地域医療構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 21 第 1 項に定める部会とする。

（審議事項）

- 第 2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 長野県地域医療構想の作成に関すること
- (2) その他必要と認められること

（組織）

- 第 3 委員会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第 2 の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

- 第 4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

- 第 5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療推進課に置く。

（補則）

- 第 6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。


附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

長野県地域医療構想策定委員会委員(案)

医療推進課

選出区分	地域医療構想策定委員会		【参考】第6次医療計画策定委員会 (H23.9.13~H25.2.1)	
	氏名	推薦団体	氏名	役職
医師会 歯科医師会 薬剤師会	関 隆教	県医師会	関 隆教	県医師会長
	春日司郎	県歯科医師会	滝澤 隆	長野県歯科医師会長
	大塚 幸	県薬剤師会	大塚 幸	長野県薬剤師会長
学識経験者	奥野ひろみ	信州大学医学部		
	相澤孝夫	長野県病院協議会		
	本郷一博	信州大学医学部附属病院	天野直二	信州大学医学部附属病院長
	久保恵嗣	長野県立病院機構	勝山 努	長野県立病院機構理事長
	竹前紀樹	全国自治体病院協議会長野県支部	坂井昭彦	昭和伊南総合病院事業管理者
	吉岡二郎	日本赤十字社長野県支部	清澤研道	長野赤十字病院長
	伊澤 敏	県厚生連	伊澤 敏	厚生連佐久総合病院長
	三輪百合子	県看護協会	三輪百合子	長野県看護協会会長
	園原規子	長野県栄養士会	園原規子	長野県栄養士会長
	山田一尋	松本歯科大学	笠原 浩	松本歯科大学衛生学院長
	大淵律子	佐久大学		
医療を受ける 立場の者	保谷ハルエ	公募	白石直人	公募(信州ぶらんこの会)
	大澤麻美	公募	亀井智泉	公募(病気のこどもの総合ケアネット)
	牛越 徹	県市長会		
	高坂宗昭	県町村会		
	羽田健一郎	長野県保険者協議会		
専門委員	(推薦依頼)	診療所代表	小池 洌	長野県医師会常務理事(診療所代表)
			関 健	日本医療法人協会長野県支部長(民間病院代表)
計	委員 20名(うち審議会委員19名)		委員 15名(うち審議会委員13名)	

 医療審議会委員

地域医療構想策定に係るスケジュール (H27・H28) (案)

医療推進課

	医療提供体制調査分析事業 (医療推進課)	地域医療構想策定委員会 (医療推進課)	地域医療構想調整会議 (保健福祉事務所)
H27. 5	委託業者選定・契約		
6	データの調査分析・推計	医療審議会(6/11) 「地域医療構想策定委員会」を 設置する方向性を協議	
7	<データの想定>		
8	①構想区域ごとの性年齢階 級別入院受療率	策定委員会の専門委員選定 について会長相談、委員の 委嘱手続	・会議等で関係者に随時情 報提供
9	②人口推計		・保健福祉事務所に対する 説明会開催
10	③現状の医療提供体制	医療審議会に諮問	・「地域医療構想調整会 議」設立準備
11	④疾病別のアクセスマップと 人口カバー率	第1回策定委員会(10月頃)	
12	⑤介護保険関係整備状況	・委員長選任 ・構想区域の仮設定	委員選任・委嘱
H28. 1	・地域医療構想策定 委員会、地域医療構 想調整会議に資料 提供		第1回調整会議(1~2月頃)
2		第2回策定委員会(3月頃)	・座長選任、現状と課題につ いて意見交換
3		・現状報告 ・都道府県間調整の報告	
H28年度			第2~4回調整会議 (4~10月)
4			・構想区域別の施策検討・ 協議
5		第3回策定委員会(6月頃)	(小規模な構想区域は調 整会議1回、中~大規模 な構想区域は2~3回程度 の開催を見込む)
6		・計画素案検討(2~3構想 区域分)	
7			
8	第7次保健医療計画(H30 ~H35)策定作業着手	第4回策定委員会(9月頃)	
9		・計画素案検討(5~6構想 区域分)	
10		第5回策定委員会(12月頃)	
11		・計画素案検討(1~2構想 区域分) ・構想区域確定	
12	・各部局意見照会 ・パブリックコメント	第6回策定委員会(2月頃)	
H29. 1		・計画案決定	
2		医療審議会から答申	
3		部局長会議 地域医療構想策定(第6次医療計画に追記)	